

佐世保市教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会(第1回) 会議録

- 1 日 時 令和5年9月25日(月曜日)18時30分から20時30分まで
- 2 場 所 総合教育センター 3階中研修室3
- 3 出席委員 木村委員、古賀(良)委員、下田委員、吉田委員、原口委員、金氏委員、吉田委員、馬郡委員、萩原委員、知名委員、迎委員、中野委員、古賀(久)委員
- 4 説明者 陣内教育長、大藤教育総務部長、栗林学校教育部長、岡子ども未来部長、富野学校教育部次長、鳩山学校教育部次長兼学校教育課長、溝口総務課長、大宅教育施設課長、武尾社会教育課長、中村文化財課長、宿利スポーツ振興課長、中尾図書館長、藤原学校保健課長、藤川総合教育センター長、高橋教育センター所長、川口青少年教育センター所長、古川幼児教育センター所長
- 5 会次第
 - 1 開会
 - 2 委嘱状及び人事発令通知書交付
 - 3 教育長あいさつ
 - 4 委員紹介
 - 5 委員長、副委員長選出
 - 6 委員長、副委員長あいさつ
 - 7 諮問
 - 8 議事
 - (1)事務局説明
 - ・資料の確認
 - ・佐世保市教育振興基本計画策定の必要性について
 - ・諮問の概要について
 - ・策定検討委員会のスケジュールについて
 - ・教育大綱の改定について
 - ・教育振興基本計画(第3期)の振り返りについて
 - (2)意見交換
 - 9 事務局からの連絡事項
 - 10 閉会

【事務局】

定刻となりましたのでただいまから、佐世保市教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会を開催いたしたいと思っております。本日はご多用の中、当会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、委員への就任についてご快諾いただき、誠にありがとうございます。本日が第1回目の会議でございますので、本会議の委員長副委員長が選出されますまでの間、会次第に沿いまして、進行を務めさせていただきます。

議事はお配りしている会次第に沿って執り行います。本委員会の委員皆様方の任期は、本日、令和5年9月25日から令和6年3月31日までの期間となっております。それでは早速ではございますが、教育長から委嘱状及び人事発令通知書を交付させていただきます。

●委嘱状及び人事発令通知書交付●

【事務局】

続きまして、教育長からごあいさつを申し上げます。

【教育長】

皆様改めましてこんばんは。皆様には今後の本市の教育の方向性を示す第4期佐世保市教育振興基本計画の策定にかかる委員をお引き受けいただきました。また、本日は大変お忙しい中に昼間のお仕事でお疲れのところ会議にご出席いただき重ねてお礼申し上げます。それぞれの分野でご活躍の皆様に委員就任にご快諾いただきましたこと、本当にありがたく思っております。

振り返ってまいりますと、第3期教育振興基本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という予測困難な時代の象徴ともいべき事態が発生しました。この感染症の感染拡大を一つの契機としまして、全国の子どもさんたちに1人1台端末を配付するというような GIGA スクール構想をものすごいスピードで対応し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る大きな変化だったと思います。この変化というものは端を発したばかりで緒にもついておりません。我々がしっかりと支えていかなければならないと考えております。

また、現在、佐世保市における不登校児童生徒の数が右肩上がりであり伸び続けている大変心配している状況が発生しております。このように、時代時々の中で、新たな課題が生まれております。とは言っても、教育の中には決して変えてはいけないものも当然ございますし、姿は変わっても、その根幹は変わっていないものもございます。動きが大変激しい中でこれから4年間の佐世保市の教育の一つの羅針盤のようなものが当計画でございます。

皆さんの。本当に本心というか本音というか魂の叫びをたくさん聞かせていただいて、それを私どももいろいろ聞かせていただき、活かしながら少しでもいいものを作っていこうと思っております。限られた時間ではございますが、皆様に期待しているところも多くございますので、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

それでは事務局から本委員会の委員に就任いただきました。皆様のご紹介をさせていただきます。

座席の並びに従いましてご紹介いたします。

●委員紹介●

【事務局】

次に佐世保市教育委員会事務局の紹介をさせていただきます。

●事務局紹介●

【事務局】

以上です。お時間をいただきありがとうございました。

それでは、この委員会を進行するにあたり、佐世保市附属機関の組織及び運営に関する規則第4条第1項に基づき、この会の委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思います。また、同規則第4条第2項に基づき、選出の方法は、委員の互選でお願いしたいと思いますと考えておりますか。どなたかご推薦いただけないでしょうか。

【委員】

事務局から何か案がありませんか。

【事務局】

事務局からご提案させていただいてよろしいでしょうか。それでは委員長には長崎国際大学副学長の木村委員、副委員長には佐世保市教育会会長の古賀委員をお願いしたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

【事務局】

それでは、委員長を木村委員に副委員長を古賀委員に決定させていただきます。お二方は委員長、副委員長のお席をお願いいたします。それではお二人からそれぞれ一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

改めまして、木村でございます。ただいま委員長の大役を仰せつかりました。身に余る役でございますけれども、委員の皆様方のご協力ご指導いただきまして、円滑な議事進行に努め、実りのある会議にしたいと思っております。どうぞご協力よろしくをお願いいたします。

【副委員長】

改めまして、副会長の大役を仰せつかりました古賀と申します。佐世保市教育会の会長ということでここに出ておりますが、子どもたちの将来的な健全育成含めて、何かと忙しく変わっている世の中でご

ございます。何らかの形で教育が基本じゃないかということはいつも考えておりますので少しでもそういうお手伝いができればいいのかなというふうに思います。木村委員長のもとでしっかり支えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、これ以降の議事の進行をお願いいたしますが、議事に入ります前に、この会議の公開について、確認させていただきたいと思っております。本会議は、情報公開の対象であり、傍聴を受け付けることとし、会議の内容については、会議録の閲覧を可能としています。

会議録は、要録とし、発言者は、「委員長」、「副委員長」、「委員」、「事務局」とし、氏名は掲載しないものと考えております。また、会議録の公開は、各委員の承認を得た後とするよう考えておりますが、御了解いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

【事務局】

それでは事務局提案の通り、会議の公開について取り扱いたいと思っております。それでは委員長進行をお願いいたします。

【委員長】

はい。それでは会議次第に沿って進めて参りたいと思っております。まず、事務局から諮問をお願いいたします。

【教育長】

●諮問書の読み上げ●

【委員長】

それではただいま諮問を受けました案件につきまして、議事に入りたいと思っております。

まず、本日の会議の成立を確認いたします。本会議は委員全14名で構成されております。佐世保市附属機関設置条例第2条第2項に基づき設置する附属機関の組織及び運営に関する規則第5条第2項により、「委員会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない」とありますが、本日の委員出席は13名であり、半数の7名を超えていますので、本会議の開会の成立を確認いたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

- 会次第⑧議事(1)事務局説明の「佐世保市教育振興基本計画策定の必要性について」から「策定検討委員会のスケジュールについて」までを一括説明●

【委員長】

どうもありがとうございました。ただいま、「教育振興基本計画策定の必要性について」、「諮問の概要について」、「策定検討委員会のスケジュールについて」、この三つにつきまして一括してご説明いただきました。これまでのところで何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

質疑がないようでございますので、続きまして、事務局説明の「教育大綱の改定について」をご説明願います。

【事務局】

●会次第⑧議事(1)事務局説明の「教育大綱の改定について」を説明●

【委員長】

ただいま教育大綱の改定について、その根拠と、構成案、それから佐世保市教育行政の目指す姿についてご説明いただきました。何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【委員】

佐世保市教育大綱は市長のもと示されるということでしたけれども、その時期を教えてくださいたいと思います。また、事務局の説明から、現在の大綱を基本とするということでした。こども基本法が策定されて、こども基本法にはとても大事な6つの基本理念というものがございまして。私は0歳からの幼児教育の分野でここに座らせていただいていると思っておりますが、佐世保市教育大綱の基本理念を読みますと、何か学校、家庭・地域社会であるものの学校が先にきて、その学校というものが、小学校以降の学校教育に該当すると思えません。

こども基本法を事務局の方見ていただきまして、その6つの基本理念をお読みいただければと思います。そしたらもうわかりになっていただけるのではないかなと思います。少しばかり参考にさせていただければと思います。

【委員長】

まず一つは宮島市長の方針が示される時期。それから、先ほど国の教育振興基本計画というものを参酌してと、こういうふうな説明があったんでございますけれども。資料6ページの基本方針と国の教育振興基本計画の内容を照らし合わせると必ずしも参酌したようになってないところがある。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

事務局です。まず、教育大綱の改正の時期につきましては、10月10日の総合教育会議の後に、早急に内容の方を整理して、改正をする必要があると考えております。先ほど、策定のスケジュールについてご説明をいたしました。12月までには新しい教育振興基本計画の案を作成していただく流れを予定しておりますので、次回の10月か11月の策定検討委員会には、改定がなされるのであれば、改正された新しい教育大綱を報告したいと考えております。

また、それと基本理念の部分でご指摘ありましたこども基本法の規定について、こちらの方も事務局でも中身を確認いたしまして、十分に精査をした上で、今後どのような形で基本方針に盛り込むのか検

討をさせていただければと思っております。以上です。

【委員】

子ども基本法、子ども大綱について、事務局はご覧になられたことはありますか。

【事務局】

事務局です。子ども基本法については、法律が令和5年4月に施行された時点で、中身は見ましたけれども、詳細についてまで、現時点で把握しているという状況ではございませんので、改めて確認させていただきたいと思っております。

【委員】

宮島市長が公約のときに、子育て支援については1丁目1番地にするとおっしゃっていただいておりますので、ぜひそのところをよくご理解をいただいて、大綱の中に組み込んでいただければと思います。

【委員長】

はい。どうもありがとうございます。他に何かご意見等ございますでしょうか。

今ご指摘いただいた部分は、本質的な重要な部分だと思いますので、また次回、詳細をご説明いただければと思います。

それでは続きまして事務局説明の、教育振興基本計画(第3期)の振り返りについて、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

●会次第⑧議事(1)事務局説明の「教育振興基本計画(第3期)の振り返りについて」を説明●

【委員長】

はい。どうもありがとうございました。ただいま、佐世保市教育振興基本計画(第3期)の振り返り、それから、第3期計画を策定した後の新しい状況に対応して出てきた課題についてご説明いただきました。

それではただいまより、意見交換に入りたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

【委員】

公民館がコミュニティセンターに変わりましたが、特別に変える必要があったのかと考えております。コミュニティセンターを主管するところはどこですか。

それからもう一つ。市民体育祭についてですが、市民体育祭から名前が変わって、「スポーツマンズ」となりましたが、スポーツマンズって何ですか。スポーツは楽しいとか健康づくりも含めてあると思いますが、見るスポーツ。それから、やるスポーツ、それから、優劣を決めないスポーツもあるかと思います。これまで市民体育祭として51回開催して、今年第1回させばスポーツマンズに変わったと。市長が変わったからではないかという話もありました。スポーツマンズとは何か教えてください。なぜ名前が変わったのか。以上、2点教えてください。

【委員長】

はい。よろしゅうございますか。公民館からコミュニティセンターになったその理由とコミュニティセンターを主管しているのはどこか。もう一つは市民体育祭がさせばスポーツマンズに変更した理由について。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

社会教育課です。ご質問ありがとうございます。

まず、公民館のコミセン化につきましては、令和3年4月に地区公民館をコミュニティセンターといたしました。地区公民館をコミセン化することによって、利用しやすくしよう、より住民の近くにある存在となるためのコミュニティセンター化ということが一つでございます。

もう一つ所管でございますが、コミュニティセンターの管理運営につきましては、市民生活部の方で担当しております。そして、コミュニティセンターの自主事業、主催事業でありますとか、コミュニティセンターの職員の研修につきましては、教育委員会社会教育課の方で担当させていただいているところでございます。

地区公民館がコミセン化になるときに、社会教育委員の会でありますとか生涯学習関係団体から、付帯の意見をいただいております。それはこれまで地区公民館でやってきた主催事業を継続していくようにというのが一つでございます。もう一つが、これまでの公民館職員の資質向上を図るために、職員研修を継続するようというご意見をいただいておりますので、その部分につきましては社会教育課の方で継続して今取り組ませていただいているところでございます。以上です。

【事務局】

スポーツ振興課です。スポーツマンズに市民体育祭から変更した理由といたしましては、以前から市民体育祭は市民総参加の大会であるというふうな謳い文句でやっておりました。実際に競技をやられている方は、イベントや大会として参加されているところでしたが、それ以外の方が運動していくのに参加するような仕組みになっていないのではないかとというふうなご意見等がございました。昔は大会というのは行政が主導してやるものが多かったわけですが、最近では競技団体とか、個人での大会も参加できるようになりまして、競技大会自体がたくさん開催されているところでございます。

そういう状況を受けまして、我々としては競技者が大会をやっていただくというのは当然ですが、スポーツをあまりこれまでやってこられなかった方、若い時にはやっていたけど就職して仕事したら、ちょっとやめてしまったとか、結婚して子どもを持って子育てしているのでちょっとなかなかできないといった方を、もう1回スポーツや運動していただくというふうな取り組みができないかということで、大会を開催するというよりも、色々なところで活動が行われるということを広く周知するために、1ヶ月間、10月の1ヶ月間をスポーツマンズという形で、参加しなかった人が参加しやすいような仕組みに変えていっているところです。

今後につきましては、各競技団体と話し合いをしながら、どういう形に変えていくべきではないかというところを検討していきたいと考えております。以上です。

【委員長】

よろしゅうございますか。ただいまのご説明は体育祭や運動会という名称よりも、月間行事としてスポーツを楽しむ、委員の方からも発言がありました。やるスポーツ、見るスポーツといった、いろんなスポーツの裾野を広げていくというような意図で、名称変更をしたということだと思います。

これに関しては先ほど委員さんの方からも、昔の公民館とか体育祭がわかりやすくいいんじゃないかということがありまして、やっぱり市民に説明する時にですね、やっぱりそうした、横文字にすることの妥当性といいますか、意図をしっかりと説明することが必要ではないかと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

先ほど事務局の方からお話がありましたように、スポーツ振興課と佐世保市スポーツ協会とは連携しながら、この市民体育祭について、形のあり方をこの数年ずっと検討して参りました。

市民体育祭と県民体育大会は若干ニュアンスが違う催しでありまして、県民体育大会の方は競技会の色が濃い大会で、市民体育祭はもともと、市民の皆さんにスポーツを楽しんでもらおうということで、1順目の長崎国体が終わった後に開催されたものですが、だんだんと、各競技団体が年間を通してやっている大会の一つという動きになってきているという現状がございました。それで、いろんな形を見いだすべきじゃないだろうかというところで、今回、このようになりました。

今年度については10月の最初の日曜日には、こういうイベントをしてみようか。スポーツに限らず、レクレーションを含めた市民が参加できるものを目指すというのが趣旨でした。

いろんなことを踏まえながら、模索している状況なので、今年始まって、来年また違う形になるかもわからないし、競技を普段やっている人達のための1大会ではなくて、競技をしてない人がこの種目をやってみるっていう大会等にも移行できないかなということも考えているところです。でき上がったビジョンが見えているわけではないですが、考え方としてはそういうより市民のお祭りに近いものに持っていくというのが、趣旨だと思っております。

【委員長】

どうもありがとうございました。ただいま委員から、先ほどの事務局の説明に対するご丁寧な補足説明をいただきました。競技者、競技団体に特化した大会を、そういうスポーツを普段からやっている人が参加する大会よりも、先ほど申しました月間行事として広く普段スポーツをしない人の参加も促していきたい。そういった問題意識で模索中とのことでした。他にいかがでしょうか。

【委員】

今、子どもを取り巻くいろんな変化がありましたけど、子どもの数はどんどん減っていくけど、不登校やいじめの問題というのは増えているという状況の中で、PTA連合会としては、教育委員会の方と相談しているところもありますが、資料6の2ページでは「幼児教育センターでは、研究機関とともに本市の課題に沿った調査・研究を継続し」とあります。また、「本市の実情に応じた情報を様々な方法で周知していく」とありますが、これどういった情報なのかということと幼児教育センターで行っている研究がどういった方向性なのかを知った上で、会議を進めていただきたいのですが、教えていただけな

いでしょうか。

【委員長】

はい。いかがでしょうか。

【事務局】

幼児教育センターです。「研究機関とともに本市の課題に沿った調査・研究を継続し」というところのご質問かと思えます。本市は、西南学院大学と包括的連携に関する協定を平成30年に結んでおります。その中で本市の保幼小連携に関する調査・研究を継続しております。内容としましては連携に関する取り組み、そして、アンケート調査を行っております。アンケート調査の対象は市内の小学校と乳幼児保育施設となっております。そのアンケート調査の結果をもとに調査・研究を行っております。内容は市のホームページにも掲載しております。

情報発信については、市のホームページや「母子モ」という母子手帳アプリ、佐世保市教育センターの先生方のご協力を得ながらの情報発信、子育て応援サイト「すくすく SASEBO」など様々な方法で行っているところです。

【委員】

幼小連携を佐世保市の教育の現場のほうではどのようにされているのかをお伺いしたいのですが、2013年からアンケート調査の実施や、市のホームページでの公表といった取り組みはされているということで、この後ぜひ見ていきたいと思えますが、幼小連携のところについて、佐世保市独自の取り組み等がございましたらお伺いしたいと思います。

【委員長】

いかがでしょうか。

【事務局】

幼児教育センターです。保幼小連携ということで幼児教育センターが事務局となって取組をさせていただいております。内容といたしましては、保幼小連携推進委員会を年に2回開催し、その中で本市の保幼小連携の取組についての方向性についてご審議いただいて、それに基づいた活動を行っております。

【事務局】

学校教育課です。佐世保市としての特徴的な取組を1点だけご紹介させていただきますと、保幼小連携カリキュラムというものがございまして、小学校での学びと、幼児期までの育み方を円滑につなぐための独自のカリキュラムを作成するということがございまして、連携を図っているということがございます。以上です。

【委員長】

はい、どうもありがとうございました。保幼小連携カリキュラムを策定しているとのことでした。他いかがでしょうか。

【委員】

幼児教育センターでは幼稚園、保育所、認定こども園、たくさん研修会を開いていただいて、また先ほどから、保幼小の連携ということもありまして、小学校と連携するためにはどうやったらいいのかっていうのを、センターが主となって開催をしていただいていること、心から感謝を申し上げるところでございます。

そこですが。以前からお話をさしていただいておりますけども、なぜ保幼小連携なのか。以前は幼保小連携でした。ある時から保幼小連携に変わって、今に至るわけです。といいますのも、全国的に資料見ていただきますと、どこを見ても幼保小連携です。先ほど委員からネーミングの変更についてのご質問ありましたけど、ネーミングってとても大事だと私も思います。これを変えられたがゆえに、いろんなところで反発がくるわけです。保幼小連携ではなく、私は幼児教育の関係者の1人として、幼保小連携と名前を変更していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、この幼児教育に関連することですが、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携は他のところからも事例を教えて欲しいと言われて、たくさんお話をさせていただいているところです。それに付け加えて、もう一つ、乳幼児期の時には、保護者の方が仕事終わるまで、夜の7時8時まで各乳幼児施設にいるわけですが、小学校に行ったらそのあと行くところがなく、今ものすごく需要が高まっているのが学童教室です。保育所に行っていた子どもたちも学童教室に変わるわけですが、そこで、学童教室に来たのに、何の情報も小学校にお問い合わせをしてもらえないという事例がすごく多くあります。

うちは幼稚園を担当しております、保育所もありますけども学童教室4ヶ所あって、そこに通っている子どもたちのことについては、各小学校に情報共有をしてほしいということでお尋ねをした時には、いろんな話をさせていただきますが、それはあくまで幼稚園の先生として、保育園の先生として話をしに行って、情報共有をしていただけるわけです。

それが、学童教室の指導員として、学校に情報共有をお願いしたところ、学童教室に教えられない、個人情報があるので教えられないということだと思えます。子どもたちを預かる施設としては変わらないのに、なぜそういうような状況が出てきているのか、特別に支援が必要な子どもたちは学童教室にも来ますし、情報がほしいわけです。

学童教室での様子を教えてほしいという小学校からのお尋ねに対しては、隠す必要もないのでお伝えいたしますけれども、逆に学童教室に来ている子どもたちの小学校での様子を教えて欲しいと言った時には、シャットアウトされるわけです。学童教室は子どもたちの成長のための、育ちの場であるというふうにご理解いただきたいと思っておりますので、この状況は改善をして欲しいなと思っております。

質問は、この幼児教育という部分の中に、幼児教育センターっていうところまで入って、児童センターもないし、学童教室もない、何かその学校に位置付けないというような理由がもしあるのであればお聞かせをいただければと思います。

【委員長】

はい、どうもありがとうございました。

2つポイントがあろうかと思えます。一つは従来幼保小連携と言っていたものが、なぜ保幼小連携というふうに言われているのか、ということについて説明を求められました。もう一つは特に特別な支援が必要な子どもたちが通うこともある学童教室。その情報のあり方、連携の取り方について、問題があるのではないかと。児童センターとか学童教室というのが、学校教育とは違うというような形で情報がシャットアウトされているというような面があるので、そこは改善の必要があるだろう。そういったご質問だったと思えますが。何かご回答ございますか。

【事務局】

子ども未来部です。まず、保幼小連携の話からですが、私の記憶によれば最初から佐世保市の場合は保幼小連携というような形だったかと思えます。幼保小連携と言われる前から保幼小連携、平成15年だったかと思えますけど、全国に先駆けてやり始めたのかというふうに記憶しています。いわゆる1、2歳の保育から教育という形に行くので、保育園、幼稚園、小学校で保幼小連携だというふうになったというように私は伺っておりますので、そのあとに全国的に幼小連携が必要だ、幼保小連携が必要だという話になったと聞いております。ですので、全国に先駆けて始まった佐世保市が保幼小連携と表現したそれが今でも続いているというふうな認識でございます。

【事務局】

学校教育課です。お尋ねいただきました、個人情報のために連携がうまくいかないような状況があったということについてですが、まず、基本的に押さえておきたいのが、子どもたちをよりよく育てるために、教育に関わる関係機関が連携を図っていくことは、必要なことだと認識をしております。

学校からの情報が十分にもたらされなかったという状況につきましては、詳細が現段階ではわかりませんので、私の方から、何とも言いづらいところがありますが、必要に応じて改善、または指導をしていきたいというふうを考えております。以上です。

【委員】

すいません。言った、言わないになるとおかしいので、よく調べていただければと思います。私もずっと前会長からずっと引き継がれて、最初は幼保小連携だったということと言われて、おそらく資料もあると思います。ちょっとお調べいただいて、ご覧いただければそういう理由も最初からそうだったから構わないということではなくて、なぜ佐世保だけが保幼小というネーミングなのって言われるわけなんです。それが最初からそうだったからってということではなくって、日本全国、大半のところは幼保小連携と言っているにもかかわらず、なぜ佐世保はその名前をずっと守るのかってところについても、ご検討いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

【委員長】

また改めてご回答いただくということでもよろしいでしょうか。

それから2点目の学童教室や児童センターといったところの連携についてはそれを全くシャットアウトするつもりはないと。子どもの教育に携わる機関の連携というのは、十分に模索していきたいということでもございましたので、またそういった問題で、改めて検討していただければと思います。他にいか

がでしょうか。

【委員】

資料6の5ページ目ですが、コミュニティスクールの拡充という項目がありますが、次々にコミュニティスクールが指定されているということで、非常に地域を巻き込んでおり、今の子ども達の現状や生活の現状だったということを考えると、コミュニティスクールが地域の核となっているということで、非常にいい取組だなと思っております。

このコミュニティスクールを運営されるにあたって、何かしら成果などが具体的に何かあるのかどうかでこれを拡充するというような方向になるかと思えます。今後、社会の変化が進んでいく中で、コミュニティスクールの拡充についてどういうビジョンを持っておられるのかというところをお聞きできればなと思います。

【委員長】

はい。いかがでしょうか。コミュニティスクール拡充の成果というところで、具体的な例がありますか。

【事務局】

学校教育課です。コミュニティスクールにつきましてご質問をいただきました。

まず、成果としまして、学校で子どもたちに身につけさせたい資質能力を地域と共有して、学校においても、地域においても、当然家庭におきましても、目指すべき目標を共有して一緒に教育にあたってきたというところで、効果があったという意見は聞いております。

また、それぞれの地域に魅力的なヒト、モノ、コトってというのがあると思えます。その学校ならではの教育といいますか、その学校でしか実現しない教育、そういったより魅力的な教育活動が、コミュニティスクールそれぞれにおいて展開されているという非常に嬉しいご意見をいただいております。以上です。

【委員長】

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

はい、それでは特にないということで、時間も迫っておりますので、本日いろいろ頂いた意見、その回答の概略を取りまとめたいと思えます。

まず、教育振興基本計画策定のスケジュール、それから佐世保市の大綱について、これに関連いたしまして、委員の方から、こども基本法やこども大綱の参酌の度合いについてご質問がございました。これについては十分それを精査しているということでございますけれども、必ずしも反映されていないような点がございましたので、また改めてご説明いただければと思えます。これに関連しまして市長が、佐世保市の一丁目一番地として子育て支援を行っていくということをおっしゃっているので、そうしたことをどういうふうに反映させていただくということについてもぜひご要望を承っていただければと思えます。

公民館をコミュニティセンターにしたこと、市民体育祭をさせぼスポーツマンスというふうに変更したということについて、その根拠、理由についてのご質問がございました。コミュニティセンターにつきま

しては、教育委員会と市民生活部の連携の中で、そうした地域の実情に合わせた活動を展開していく中で、よりふさわしい名称ということでコミュニティセンターというふうに変更をしたということでございます。それから、させぼスポーツマンズに関しましては、幅広く普段スポーツをしない人も参加できるような月間行事という形で位置づけることによって、スポーツを楽しむ層の裾野を広げていくというようなことでした。これに関しましては委員の方から補足して、県民体育大会と市民体育祭の関係性というようなことも含めてご説明をいただきました。

子どもを取り巻く不登校やいじめ等の状況といった課題は、幼児教育段階から取り組まなければならないということで、より幼児教育センターの果たす役割が非常に大きいように思うけれども、本市独自の情報の発信はどういうものなのか、それから調査研究ということはどういうふうな形で成果として現れているのかということのご質問がございました。これに関連しましては、西南学院大学との包括連携協定に基づく研究が行われていて、定期的に成果が報告されている、また、情報発信ということについては、様々なアプリ等の情報媒体によって発信しているので、それを活用していただきたいということでございます。

それから、幼少連携につきまして、佐世保市独自の教育現場での取り組みはないかというようなご質問がございました。これに関しましては学校教育課の方から、保幼小連携カリキュラムというものを策定することによって独自の取り組みをしているとのことでした。

こうしたことに関連しまして、委員からなぜ佐世保市は全国的に幼保小連携という言葉を使うのに対して、保幼小連携という言葉を使っているのかといったご質問がございました。これに対しては、佐世保では当初から保幼小連携というような用語を用いてきたというご説明がございましたけれども、改めて整理して次回報告をいただくということになっております。

それから、学童保育において、学校教育の情報がシャットアウトされている、特別な支援を必要とする子どもたちの情報が必ずしもスムーズにそこに行き渡らないということで、子どもを支援する上で一つの阻害要因になっている。そういったご指摘でございましたけれども、これに関連しましては、そうした情報をシャットアウトするつもりは全くないということで、子どもの教育に携わる機関が協力して情報共有し、子どもを支援していく必要があるという認識がなされました。

最後にコミュニティスクールの拡充の成果ということについて説明をとということでございましたけれども、目指すべき目標を学校、地域で共有して一緒に教育にあたっていくというようなことで、一定の効果があがっているというふうな認識が示されました。それから、地域それぞれの魅力的な教育というのがコミュニティスクールを中心に取り込まれていまして、一定の成果が上がっている。そういった報告があったということでした。

以上が本日の意見交換の内容であったかと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、それでは以上で議事を終了いたします。

最後に事務局の方から連絡をお願いいたします。

【事務局】

委員長ありがとうございました。

●次回の会議の開催についてなどを説明●

本日の会議はこれもちまして終了いたします。長時間どうもお疲れ様でございました。

教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会(第1回)での意見及び回答

No.	会議or意見	指摘・意見等	回答
1	会議での発言	佐世保市教育大綱の基本理念における「学校」は小学校以降の学校教育に該当すると思えない。これも基本法の6つの基本理念を参考にしてほしい。	●佐世保市教育大綱の基本理念における「学校」は、学校教育法第1条に規定する「学校」と考えていますので、幼稚園を含んだものとなっています。
2	会議での発言	全国的に「幼保小連携」というネーミングであるのに対して、なぜ佐世保市は保幼小連携というネーミングなのか。幼保小連携と名前を変更していただきたい。	●幼児教育センターにおいては、平成17年度から幼保小連携講演会を開催するなど、連携に関する事業を開始しました。平成24年度、幼保小接続カリキュラムの作成を行う、「幼保小連携推進会議」の「接続カリキュラム検討委員会」において、「3歳未満児の育ちを踏まえなければ、3歳以上からの育ちを支えられない」ということを考えれば、「幼保小」ではなく「保幼小」となるのではないかという意見が委員から出され、当時カリキュラムの参考としていた東京都品川区の接続カリキュラムの名称が「保幼小」であったこともあり、以後については「保幼小」の名称を用いることとなったというのが経過です。 ●上記の経過を踏まえると、名称変更については「保幼小連携推進会議」での議論が必要であると考えております。
3	会議での発言	学童教室と学校間の情報共有について、学校からの情報がシャットアウトされている。学童教室は子どもたちの成長のための育ちの場であるとしてご理解いただいてこの状況は改善してほしい。	「放課後児童クラブ運営指針解説書」に以下のように示されています。 ●子どもが日々の生活を円滑に過ごすことができるよう、安全面も含め、学童教室と学校は、情報交換や情報共有をし、子どもの生活の連続性を保障する必要がある。 ●子どもに関して、情報提供したり情報を得たりする際には、その情報に個人情報や本人にとって秘密とみなされる情報が含まれることもあるため、原則として、情報を共有することについて保護者から同意を得る必要がある。 以上のことについて指導し、改善図ってまいります。
4	ご意見募集	第1回委員会で資料6による「振り返り」の説明がありましたが、今後、案(叩き台)が出される際に「振り返り」がどの部分にどのように活かされているかわかりやすいようにしていただくと第3期の課題解決につながると思います。	●第1回策定検討委員会において教育振興基本計画(第3期)の振り返りを行いました。振り返りには今後の課題を記載しておりますので、第4期の計画に反映がさせていくように考えています。 ●どのようにお示しするかは検討中ですが、いただいたご助言を意識しながら今後の策定を進めてまいります。

佐世保市教育振興基本計画（第4期）
第2回策定検討委員会

第7次佐世保市総合計画
後期基本計画について

令和5年10月25日
佐世保市教育委員会

総合計画の役割（佐世保市総合計画とは？）

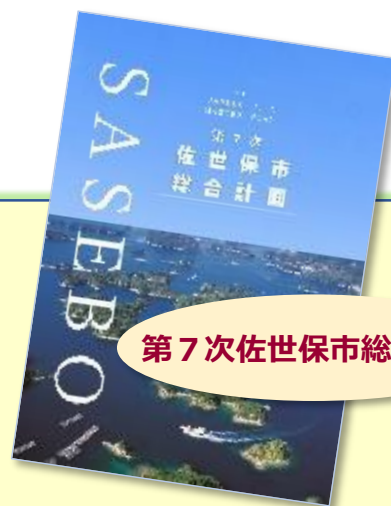
佐世保市総合計画とは？

佐世保市が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画。将来、佐世保市をどのような「まち」にしていくのか、「必要な政策・施策」と「今後のまちづくりの方向性」などを示した、本市における**行政運営の最上位計画**である。



一言でいうと・・・

まちづくりの教科書



第7次佐世保市総合計画

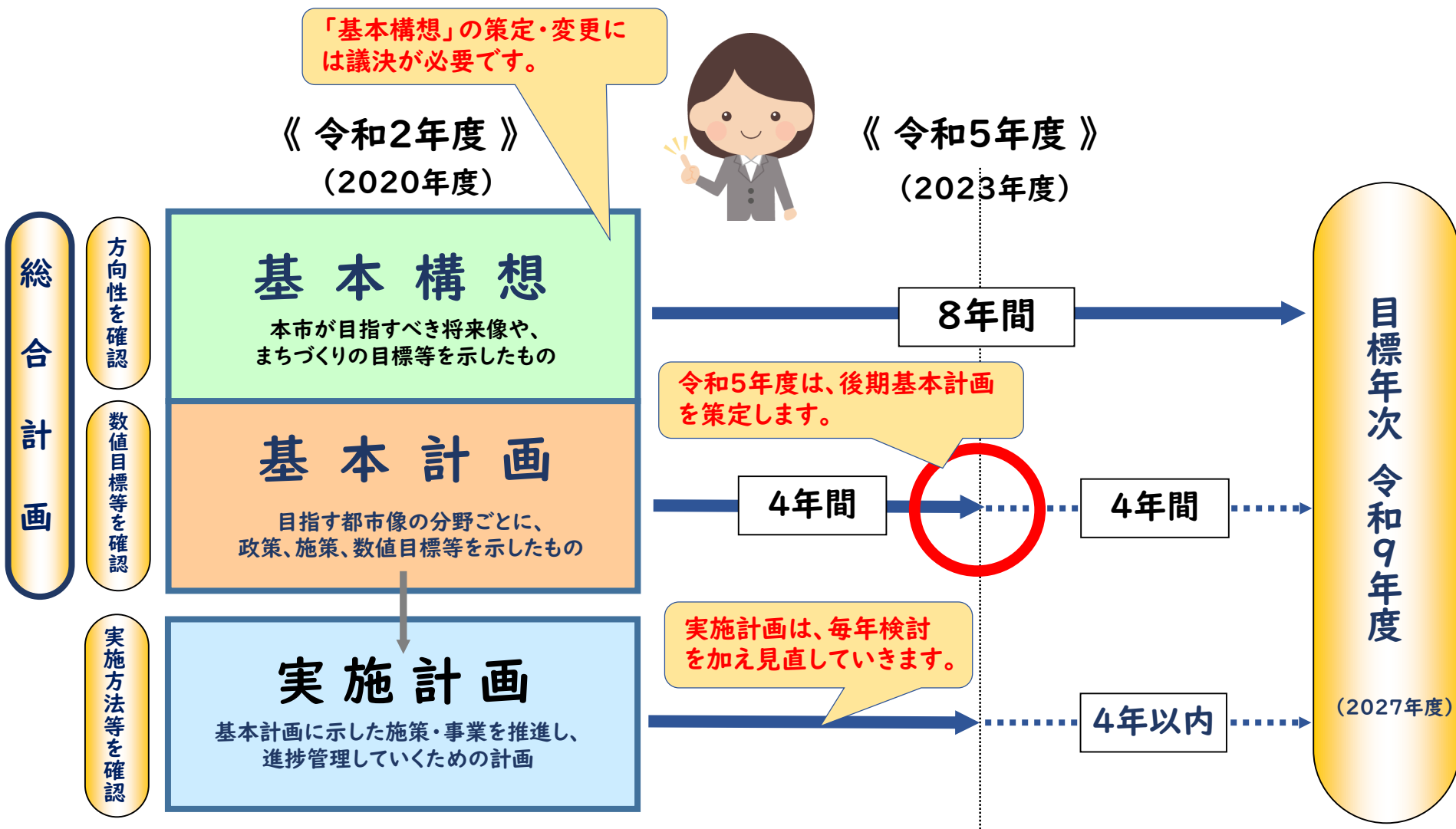
市民が描く「こんなまちに住みたい!!」、「こんなまちをつくりたい!!」という思いを形にするための**「まちづくりの道標」・「まちづくりの設計図」**

総合計画は まちづくりの「司令塔」

佐世保市が策定する全ての計画の最上位に位置し、
事業を実施する場合の基本的な根拠となる計画



第7次総合計画の計画構成



基本構想

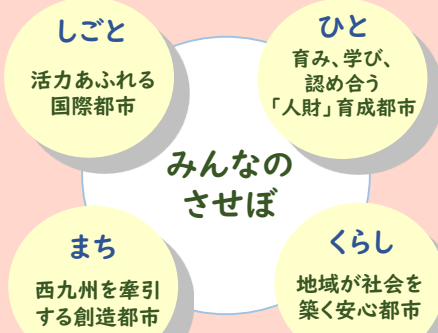
基本理念

- ◆ 変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに「**挑戦**」します
- ◆ 常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「**創造**」します
- ◆ 様々な文化、価値観を互いに尊重し認め合う「**多様性**」のあるまちをつくります
- ◆ 郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「**共生**」の精神を持つまちづくりを行います

将来像 (都市像)

各分野において目指す都市像

堅持すべき目標 (2027年)



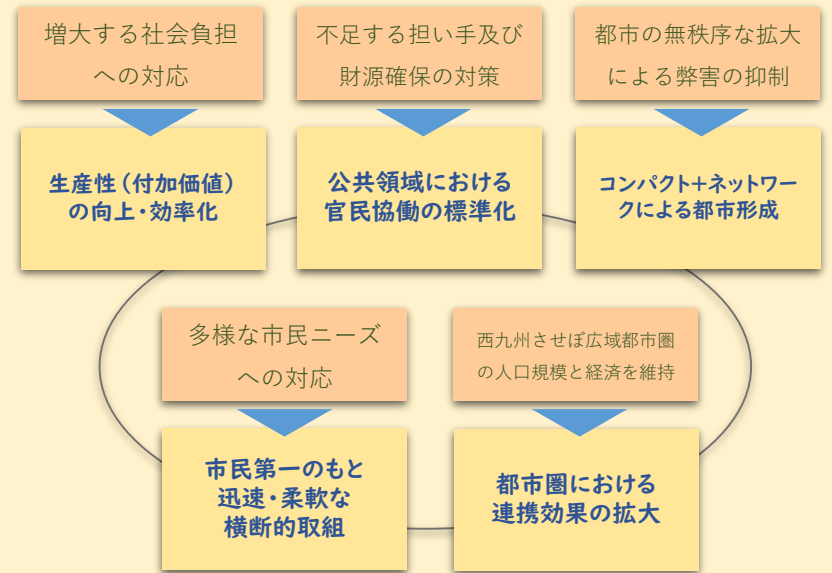
将来像 (イメージ)

将来のイメージ

海風 薫り 世界へはばたく
“キラっ都” SASEBO



基本目標 (共通概念)



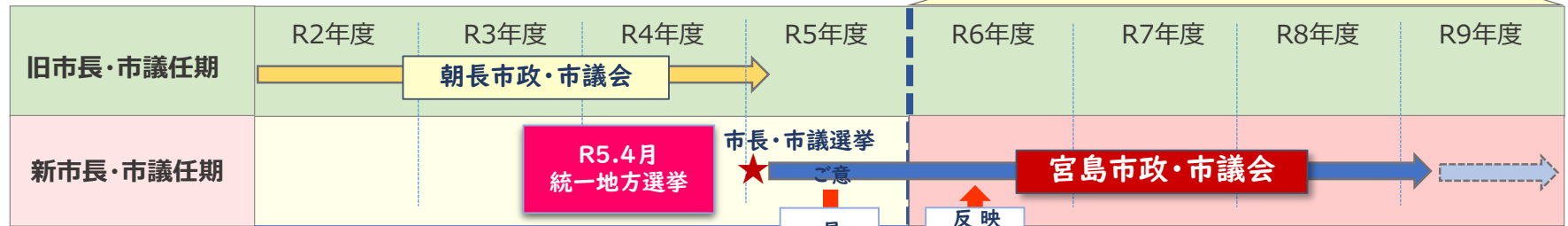
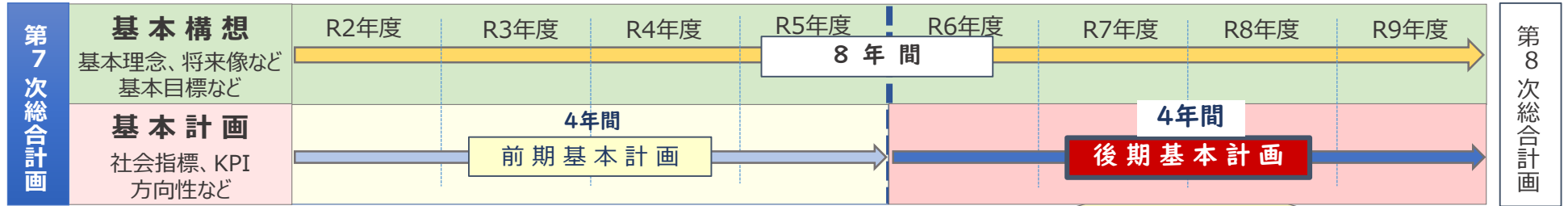
基本目標 (まちづくりの方向性)

しごと、ひと、まち、くらし、行政経営、各分野の「目指すべき方向性」

第7次総合計画の特徴①



任期連動型の総合計画



ご意見等を踏まえながら…

R5年度～ 策定作業
R6.4.1 後期基本計画スタート

その他、計画に盛り込むべきPOINT

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

GX GREEN TRANSFORMATION

IR

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

西九州させほ広域都市圏

任期初年度 (R5年度) に様々なご意見をいただきながら、総合計画 (R6.4月スタート) を策定していきます

第7次総合計画から
任期連動型の
総合計画を採用



新市長・市議の意向を
総合計画に反映

令和 5 年度
第 7 次佐世保市総合計画
後期基本計画（案）

《教育政策》

※総合計画調査特別委員会資料を教育振興基本計画（第 4 期）策定検討委員会用に編集

教育政策

- 施策1：学校教育の充実
- 施策2：豊かな心を育むまちづくり
- 施策3：生涯学習の充実

前期の振り返り

社会指標

指標名	現状値 (平成30年度)	目指す方向	実績値 (令和4年度)
市民1人あたりの生涯学習に関わった回数	8.8回/人	↑(増加)	6.9回/人

多様な学習機会の充実など関係施策を推進してきましたが、生涯学習事業への参加者や生涯学習拠点施設及び拠点スポーツ施設等の利用者は減少傾向にあり、結果として平成30年の現状値と比較し実績値が下がっています。

最大の要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大であり、日常生活があらゆる面で制限を受けることとなり、対面での学習や講演・実践など、生涯学習の主だった機会についてその多くが失われることとなりました。

しかし、そのような状況下でも市民の学習意欲は依然として高く、リモート講座やオンライン参加等により活動や交流を継続するなど、時間的空間的な制約を超えた学びなどデジタル時代にも対応した新たな学習の形態も生まれました。

望まれる姿

学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち

部局の使命

学校教育や生涯学習環境の場において、子どもたちを含む市民が生涯を通じて自らが学ぶことができる環境の充実を図ることにより、生きがいに満ちた暮らしを実現します。

政策の指標

社会指標	現状値（令和4年度）	目指す方向
市民1人あたりの生涯学習に関わった回数	6.9回／人 (3.9回／人) ※（ ）内は図書館及び拠点スポーツ施設の利用回数を除いた数字	↑

問題点の整理**＜施策1＞**

- これからの時代を生きる力、次代を切り開く力の育成に向けた教育の質の向上、また、教育と地域を含めた社会との連携強化による個人と社会の不断の成長が課題です。

＜施策2＞

- 核家族化や少子高齢化、デジタル化の進展等により、子どもを取り巻く環境が変化している中で、他者への関心の低下等から、子どもを健やかに育む地域の連携・支援等が希薄化（弱体化）しています。

＜施策3＞

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により一時縮小した生涯学習活動を再開し、さらに活動の幅を広げるよう取り組む必要があります。

問題解決の方向性

＜施策1＞

- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を推進します。

＜施策2＞

- 学校・地域・家庭が連携し社会全体で、豊かな心や人間性と社会性を育む地域の教育力を高め、青少年の健全育成活動や体験学習活動を推進します。

＜施策3＞

- 社会の変化に応じて多様な学習の場を提供し、デジタル技術を活用した学習環境の整備等にも取り組むことで、生涯学習の推進を図ります。

施策1 学校教育の充実

【施策の目的】

児童・生徒が自分のよさや可能性を認識し、多様な他者と協働しながら社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の作り手として主体的・創造的に豊かな人生を切り開くことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を図ることを目的としています。

【施策の目標】

KPI（重要業績評価指標）	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果（学習意欲）	97.3%	100.0%
全国体力・運動能力調査結果・運動習慣調査（運動好き）	97.6%	100.0%
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果（自己肯定感）	101.3%	103.0%

【市民に求められる基本的な姿勢・役割】

- 家庭や地域は、学校と連携・協働しながら子どもたちの教育を行うことが望まれます。

【施策の方向性】

● 確かな学力及び体力の向上

各学校の創意工夫や地域特性を生かした学校経営ビジョンに基づく、特色ある学校づくりを推進します。また、新しい時代に求められる教育の在り方を追究し、児童・生徒が自ら進んで自己を高める態度を涵養します。そのため、教職員の新たな研修制度や働き方改革等を推進し、児童・生徒及び教職員を含めた学校のウェルビーイング※を向上させるとともに、生涯にわたって学び続け、運動に親しむ資質や能力を育成します。

● 豊かな心を育む教育の充実

全教育活動を通じて行う道徳教育の充実と、家庭や地域との連携を重視した心の教育を推進することにより、生命を尊重する心、いじめを生まない思いやり、郷土を愛する心をはじめとする道徳性の涵養を図り、児童・生徒の豊かな人間性と社会性の育成に努めます。

また全国的に急増している不登校児童生徒への支援について、多様な相談体制の確立や教育支援体制の充実を図ってまいります。さらに誰一人取り残されない学びの保障に向け、不登校特例校等の設置を研究し、児童生徒の社会的自立を支える教育環境を整備します。

● 新しい時代に求められる資質・能力の育成

学習指導要領に基づいた教育実践を徹底するとともに、社会の現状や 2030 年以降の変化（技術革新、グローバル化の進展、雇用環境の変化等）に対応した教育及びデジタル技術の利活用の一層の推進による教職員の ICT 活用指導力の向上及び児童生徒の個別最適な学びの実現に努めることにより、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜く力を育みます。

● 時代の変化に合った新しい学校の創造

学習環境を維持するための適切な学校規模、持続可能な学校施設の更新、学校と地区自治協議会との関わりといった輻輳する課題を、総合的、複合的に検討し、保護者や地域等とのていねいな合意形成に努めながら今の時代に合った新しい学校へと再編していきます。また、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール^{*}の拡充や運営の充実を目指します。

施策2 豊かな心を育むまちづくり

【施策の目的】

学校・地域・家庭が一体となって、市民一人ひとりが社会に対して主体性を持ち、思いやりのある活動（行動）ができる意識の醸成を目的とします。

【施策の目標】

KPI（重要業績評価指標）	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
地域学校協働活動※等に携わった大人の人数	10,692人	30,000人
健全育成事業への参加者数	13,376人	18,000人

【市民に求められる基本的な姿勢・役割】

- 学校・地域・家庭が一体となって青少年育成に対する意識を醸成するため、市民が青少年育成活動に取り組むことが望まれます。

【施策の方向性】

● 学校・地域・家庭・行政の連携促進

子どもたちを地域で見守り心豊かに育むため、学校・地域・家庭が連携・協力し、安全で豊かな放課後の時間を実現するための地域学校協働活動の充実に努めるとともに、保護者や青少年育成関係者をはじめとした市民への研修・支援等を行うことにより、子どもたちを健やかに育む地域の教育力の向上を図ります。

● 青少年の健全育成

青少年健全育成を行う団体への支援を通じて、地域での啓発活動や環境浄化活動に携わる市民の関心を醸成するとともに、青少年を取り巻く環境に目を配りながら、非行・犯罪の未然防止のための活動を地道に行うことで、事件・事故に巻き込まれないための見守りを実施していきます。

また、「心豊かな人」「明るく住みよいまち」を創造していくためには、佐世保市徳育推進会議との協働により青少年をはじめとした市民全体への啓発事業に取り組み、思いやりの心や規範意識等の醸成といった徳育の推進を図っていきます。

【民間の役割】

- 地域住民等は地域学校協働活動等へ幅広く参画し、地域の特性に応じた活動を展開することにより、子どもたちに多様な見守りや学習、体験、交流の機会と場を提供することが望まれます。
- 佐世保市青少年育成連盟等は、青少年育成への関心を喚起する啓発活動の実施や青少年育成に関わる団体や関係者を対象とした講演・研修の実施により、実態に即した青少年の健全育成活動に取り組みます。
- 佐世保徳育推進会議は、一徳運動の実施などにより本市の徳育啓発に取り組みます。

施策3 生涯学習の充実

【施策の目的】

地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習に取り組むことができる環境を充実させることを目的とします。

【施策の目標】

KPI（重要業績評価指標）	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
生涯学習事業への参加者数	133,504人	150,000人
生涯学習拠点施設の利用者数	1,047,685人 (802,211人) ※	1,269,000人 (999,000人) ※

※（ ）内は図書館の利用者数を除いた数字

【市民に求められる基本的な姿勢・役割】

- 市民が自ら学んだことを披露・発表・活用することで学習の成果の周知と生涯学習の啓発を図ることが望まれます。
- 市民が学習する機会を捉えて、自主的に学習活動に取り組んでいくことが望まれます。

【施策の方向性】

● 生涯学習の環境整備

市民が自らの意思で生涯にわたり学び続けることのできる学習の「場」（コミュニティセンター、市立図書館、少年科学館等）と「情報」（主催講座や講演会、体験活動、地域の社会教育活動等）の提供や周知を図ります。

● 生涯学習の充実

生涯学習拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。また、本市の特性と資源を活かし世界で活躍できる人材の育成と都市アイデンティティ※の確立のため、グロ

ーバル教育に関する事業を展開します。

● **歴史文化の保存・活用・継承**

郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産（有形・無形文化財、伝統文化等）を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備・伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。また、郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会の提供を図ります。

【民間の役割】

- 現在、活動しているサークルが拡充されて、生涯学習活動が一層活性化することが望まれます。

用語解説

ウェルビーイング (Well-being)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
都市アイデンティティ	「佐世保市らしさ」を意味し、本市ならではの魅力や独自性を、市民の愛着や誇りとともに都市イメージとして定着させるもの。

令和 5 年度
第 7 次佐世保市総合計画
後期基本計画（案）

《子ども未来政策（抜粋）》

※総合計画調査特別委員会資料を教育振興基本計画（第 4 期）策定検討委員会用に編集

子ども未来政策

- 施策1：母子保健の推進
- 施策2：地域での子育て支援
- 施策3：幼児教育・保育の充実
- 施策4：経済的支援の推進

前期の振り返り

社会指標

指標名	現状値 (平成30年度)	目指す方向	実績値 (令和3年度)
合計特殊出生率	1.71	↑(増加)	1.67
子ども女性比	0.22470	↑(増加)	0.21329

合計特殊出生率は、近年は横ばいの動きにて推移しています。

同規模の中核市のなかでは高水準で推移しており、これは、各施策・取組の成果として一定の効果があつたものと考えています。

しかし、出生数自体は減少傾向に歯止めはかかっておらず、将来目指すべき希望出生率〔国民1.80(2025年)〕と比較すると、大きな乖離が生じています。

子ども女性比は、近年は漸減の傾向にあります。

合計特殊出生率と同様に、長崎県・全国と比較すると高水準ではありますが、子ども・女性の人口は減少傾向が続いています。

望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

部局の使命

子どもが一個の人格として尊重され、最善の利益を享受しながら健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値（令和3年度）	目指す方向
合計特殊出生率	1.67	↑（増加）
子ども女性比	0.21329	↑（増加）

問題点の整理**《施策1》**

- 子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しています。
また、児童虐待について、市民の意識の高まりなどから、虐待に係る相談や通告等が増加する傾向にあります。

《施策2》

- 身近な地域に相談できる相手がいないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進展や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。

＜施策3＞

- 保育所等の待機児童について、平成17年度から年度当初には発生していないものの、年度途中において解消するまでには至っていない状況にあります。また、ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細かなものに変化しています。
一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の確保が重視される傾向にあります。

＜施策4＞

- 子どもや子育て家庭においては、経済的な不安定さや子育てや教育にかかる費用負担などから多くの市民が子育てに係る経済的な不安を感じています。

問題解決の方向性

＜施策1＞

- 安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組を推進します。

＜施策2＞

- 地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

＜施策3＞

- 幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

＜施策4＞

- 安心して子育てができるよう、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じて、子育て家庭への経済的支援の取組を推進します。

施策3 幼児教育・保育の充実

【施策の目的】

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

【施策の目標】

KPI（重要業績評価指標）	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
保育所等待機児童数（10月1日現在）	0人	0人

【市民に求められる基本的な姿勢・役割】

- 幼児教育・保育に係る各種サービスについて、日頃から情報の収集を行うとともに、子育てと仕事の両立など、状況に応じて適切な利活用を図ることが望まれます。

【施策の方向性】

● 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

安心してこどもが施設を利用できるよう、既存施設の老朽化に伴う改修への支援及び保育士等の処遇改善などによる保育人材確保策により、地域の実情に応じた幼児教育・保育の量を確保するとともに質の向上を図ります。

また、幼児教育センターをはじめとして、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催や保育所等における保育内容の確認等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

● 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させるとともに、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援を必要とする子どもの健やかな育ちを支えるための施策の充実を図ってまいります。

【民間の役割】

- 幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。
特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

佐世保市教育振興基本計画（第4期） 第2回策定検討委員会

文化・スポーツ振興（仮称）政策の新設 について

令和5年10月25日

佐世保市教育委員会

【R6年度～】文化・スポーツ振興（仮称）政策の新設について

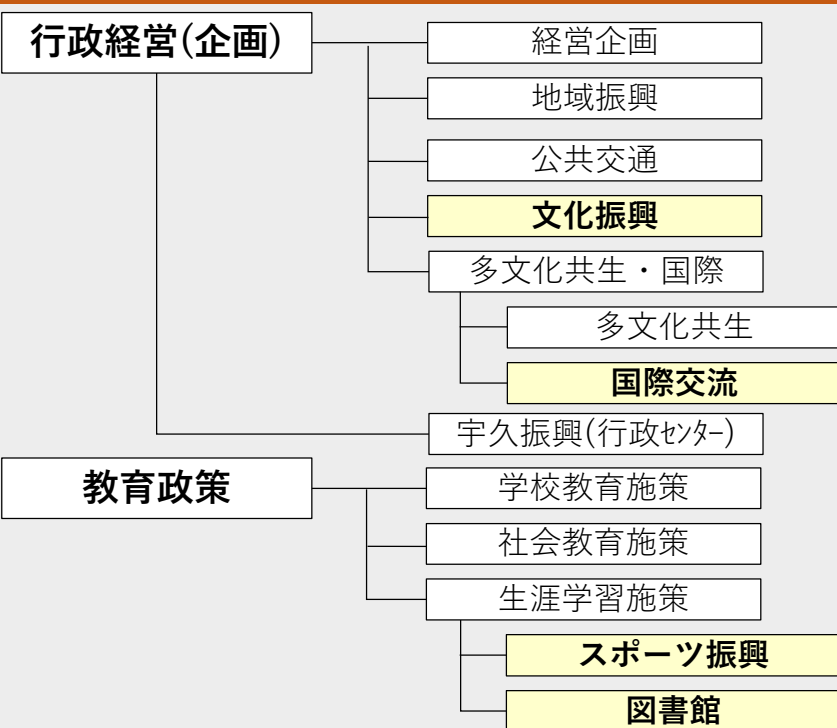
「文化・スポーツ振興政策」の新設

「行政経営（企画）」がもつ「**文化振興**」・「**国際交流**」、
教育委員会がもつ「**スポーツ振興**」を、一元化し、「**市民生活（暮らし）**」分野のもと、
「**文化・スポーツ振興政策**」を新設する。

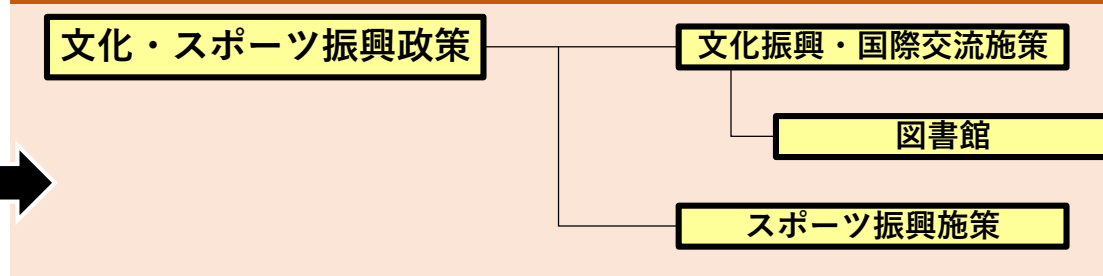
また、「知（文化）の拠点」としての「**図書館**」も「**文化・スポーツ振興政策**」に**位置づけ**※、
他の文化施設（アルカスSASEBO、島瀬美術センター、市民文化ホール）とともに、
本市の文化振興を図る。

※令和元年 図書館法改正：図書館が教育委員会から市長部局へ移管することが可能になっている。

【～R5年度】 前期基本計画の政策・施策体系



【R6年度～】 後期基本計画の政策・施策体系



【R6年度～】文化・スポーツ振興(仮称)政策の新設について

「文化・スポーツ振興政策」の新設

QOL(生活の質)を高めて、
well-being(健康や幸福感)を叶える

誰もが多様な文化やスポーツをより気軽に親しめる環境を整え、
「文化のチカラ」「スポーツの力」を最大限活かすことで、
活力や生きがいを育み、自由で心豊かな市民生活を実現

スポーツの文化的な側面

- 文化的な生活を営み、よりよく生きていくために重要
- 民族や国、人種や性、障がいの違いなどをこえて人々を結び付ける

スポーツで、ひともまちも元気な佐世保に
～人生にスポーツを！～
ひともまちも元気な佐世保

文化のチカラが輝くSASEBO
活力や生きがいはぐくみ、
地域外の人々も幸せにするまち

一体的に推進

スポーツ
の推進

教育政策の枠にとどまらない
事業展開が効果的

スポーツ × 地方創生
スポーツ × 健康
スポーツ × 地域
スポーツ × 環境

- アーバンスポーツ
(3×3、スケボーなど)
- ウォーキング

国際交流

佐世保らしい
スポーツ・文化の推進

文化・スポーツ・知の拠点を一体的に推進することで、
それぞれが目指す「させぼ」の実現へ寄与する。
さらに、国際交流のエッセンスを加えることで、「佐世保
らしい」「佐世保のカラー」を取り入れることができる。

知の拠点

文化振興

図書館

- 文化施設との連携
- 本の読み聞かせなど、
本を介した
外国の子どもたちとの
国際交流支援

「知の拠点」としてだけでなく
「文化の拠点」の一つとして、
さらに 利用促進



佐世保市教育大綱 (案)

令和5年10月
長崎県佐世保市

1 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）では、首長の招集により教育長並びに教育委員を構成員とする総合教育会議を開催し、この中で大綱を策定することとなっています。

本大綱は、地教行法第1条の3第1項に基づき、佐世保市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、総合教育会議の場で協議し、定めたものです。

2 佐世保市教育大綱の改定について

第1期の佐世保市教育大綱（平成27年9月～令和5年10月）は、平成27年の総合教育会議において、本市の教育方針が教育大綱に該当するものと協議・調整され、策定されました。

今回の改定では、これまでの佐世保市教育大綱を基本理念とし、その下に『子ども』『学校・教職員』『家庭・地域社会』のそれぞれ目指す姿を掲げ、さらに、令和5年6月に策定された国の新たな教育振興基本計画を参酌しながら、それら3つの目指す姿の実現に向けた取組を追加しました。

教育大綱は、本市教育が目指す基本的な方針を示すもので、期間を定めて取り組む性格のものではないことから、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 佐世保市教育大綱改定のポイント

新佐世保市教育大綱には、国の新たな教育振興基本計画のキーワードでもある『ウェルビーイング』という言葉が登場します。ウェルビーイングの捉え方は人それぞれ個人差がありますが、佐世保市民一人ひとりが、いきいきと生活できるように、ウェルビーイングの向上を目指します。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念とされています。

基本理念

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

基本理念に基づく3つの目指す姿

●目指す子どもの姿

すべての子どもが、幸せと生きがいを感じながら主体的に学び、未来を切り開くために必要な力を身につける。

【実現に向けた取組】

- 誰一人取り残さず、すべての子どもの可能性を引き出すための教育を実現する観点から、教育DXを推進し、誰もが等しく質の高い教育を受ける機会を確保する。
- 子どもたちが他者とつながりの中でそれぞれのウェルビーイングを思いやることができるよう、教育環境を整備する。

●目指す学校・教職員の姿

すべての子どもたちが多様性を認め合い、学ぶ喜びに満ちた、教職員にとって働きがいのある学校を実現する。

【実現に向けた取組】

- 多様なニーズを有する子どもたちに対応するため、教職員に対して専門的なトレーニングと学びの機会を提供する。また、デジタル技術の利活用の推進による学習環境の充実を図る。
- 子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングを確保することが必要であることから、適切な労働環境の整備を図る。

●目指す家庭・地域社会の姿

保護者や地域住民が連携し、共に人と人とのつながりを作り、学び支え合う社会を実現する。

【実現に向けた取組】

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの多様な地域資源を活用し、持続可能な社会の実現に向けて更なる推進を図る。
- 地域住民のウェルビーイングの実現や継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する。また、多様な世代への情報提供や仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。

教育振興基本計画(第4期)構成(案)

はじめに

➡計画策定の背景や趣旨、計画期間等を記載する

第1章「佐世保市の教育をめぐる現状と課題」

➡本市の教育を取り巻く課題について記載をする

第2章「佐世保市の教育施策」

➡「佐世保市教育方針」「努力目標」の解説や、教育委員会の施策体系を図式化する

第3章「佐世保市が取り組む施策」

➡第7次佐世保市総合計画後期基本計画の「施策」ごとに現状、課題、対応などを記載する

第4章「中長期視点での展開について」

➡今後整理すべき項目や改善すべき項目等について、教育委員会が分析・検討を行った教育委員会としての基本方針を説明する

第5章「計画の進捗管理」

資料編